

1.1 地球温暖化対策について

地球温暖化対策課

1 現状

県では平成12(2000)年3月に「三重県地球温暖化対策推進計画(計画期間:平成13(2001)年度~平成22(2010)年度)」を策定し、各種施策の展開を図り、また、平成13(2001)年3月には「三重県生活環境の保全に関する条例」に必要な規定を設け、温室効果ガス排出削減に取り組んできました。

しかしながら、三重県域における平成21(2009)年度の温室効果ガス排出量は、基準年度である平成2(1990)年度に比べて3.6%増加しています。前年度の9.7%増から大きく減少していますが、リーマンショックによる景気の一時的な後退による影響と思われる。

また、推進計画に替わる計画として、平成32(2020)年度における温室効果ガス排出量を基準年度比で10%削減することを目標とした「三重県地球温暖化対策実行計画」を平成24(2012)年3月に策定したところであり、この計画に基づき温室効果ガス排出削減に取り組んでいくこととしています。

※ これまでの主な取組内容

- ・三重県地球温暖化防止活動推進員による県民への温暖化対策の普及啓発
- ・地球温暖化対策計画書制度による大規模事業所等の取組促進
- ・三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS)の導入促進
- ・環境に配慮した運転方法であるエコドライブの推進

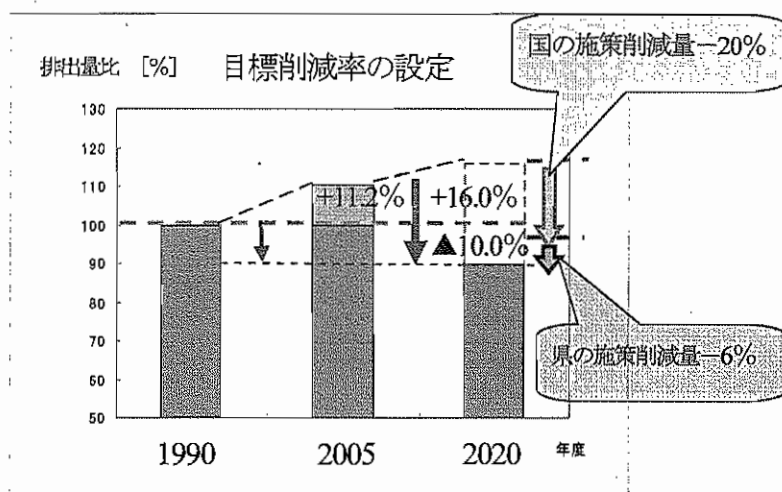
※ 三重県地球温暖化対策実行計画の概要

計画期間:平成24(2012)年度から平成32(2020)年度まで

対象とする温室効果ガス:二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス

基準年度:平成2(1990)年度

削減目標:平成32(2020)年度における三重県の温室効果ガス排出量を基準年度比で10%削減(森林吸収量2%を含む)



2 課題

平成 32 (2020) 年度における三重県での温室効果ガス排出量は、現状の対策のままでは基準年度比で 16%増加すると予測されることから、今回策定した実行計画における削減目標 (10%減) を達成するためには、国、県が実施する施策により 26%削減する必要があります。

地球温暖化は、環境問題のなかでも特に重要な問題であり、従来の環境負荷低減の枠組みの中に止まらず、エネルギー問題等も含めた総合的な枠組みの中で、対策を進めていく必要があります。

また、対策を進めていく上で、県民の地球温暖化問題に関する意識が高いものの必ずしも行動に結びついておらず、行われている取組においても、各主体による個々の取組に止まっていることから、今後、より効果的に削減するためには、地域で連携し、一体となった取組を進める必要があります。

一方、台風の大型化や局地的豪雨の頻発など、地球温暖化によるものではないかと考えられる影響が現れつつあるなか、こうした気候変動の対策 (適応策) が重要性を増しています。

3 今後の取組方向

(1) 地球温暖化対策の推進に係る条例の検討

地球温暖化対策を着実に進めていくため、県内の温室効果ガス排出量に占める産業部門の割合が国全体の割合に比べて 2 倍近く高いなど、三重県特有の課題を踏まえた地球温暖化対策の推進に係る条例の制定に向けた検討を進めます。

(2) 「見える化」による啓発活動の推進

地球温暖化防止活動推進員等による啓発活動を通じて、各家庭における省エネ等の具体的な手法やその効果がわかるような数値を示すこと (見える化) により、意識から行動へとつなげていきます。

(3) さまざまな主体が連携した取組の推進

選択・集中プログラムにおける「電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業」として、観光地において、自治体や事業者等さまざまな主体で構成する協議会を設置し、まちづくりの取組を通じて電気自動車等が使いやすい環境整備を進めることで、温室効果ガスの排出削減を図っていきます。

(4) 適応策の検討

現実に進行しつつある地球温暖化 (気候変動) の影響に適応していくため、本県の自然的・社会的条件を踏まえて、県域における将来の気候を予測し、そのリスクを抽出するための調査を行います。

1 2 大気・水環境の保全について

大気・水環境課

1 大気環境について

(1) 現状

大気環境の状況を把握するため、県内 29 カ所に測定局（県管理 19 局、四日市市管理 10 局）を設け、24 時間連続測定を行っています。（一般環境測定局 22 局、自動車排出ガス測定局 7 局）

県内の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等における環境基準の達成状況は、平成 23 年度は、浮遊粒子状物質の環境基準達成率が黄砂の影響で、41%（速報値、12 測定局/29 測定局）にとどまる見込みですが、二酸化硫黄や二酸化窒素等はすべての測定局で環境基準を達成する見込みです。

なお、近年の大気環境の状況は、県北部の自動車排出ガス測定局（1 局）で二酸化窒素の環境基準が未達成でありました。

(2) 課題

県北部においては、自動車の交通が集中することによる大気汚染が見られたため、大気環境の改善を図る必要がある地域として NO_x・PM 法対策地域（四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町）が平成 13 年に指定され、NO_x・PM 総量削減計画に基づき各種施策に取り組んできたところ、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準をおおむね達成（90%以上）することができました。

平成 23 年 3 月、国は、新たな NO_x・PM 総量削減計画を策定するための自動車 NO_x・PM 法総量削減基本方針を改正し、平成 32 年度までに NO_x・PM 法対策地域内すべてで二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保するよう求めています。

しかしながら、平成 32 年度における大気環境基準達成状況のシミュレーションを行ったところ、これまでの取組だけでは、NO_x・PM 法対策地域の一部で、二酸化窒素の環境基準を達成できないおそれがあることから、今後、新たな対策が必要となっています。

(3) 今後の取組方向

平成 32 年度までに、NO_x・PM 法対策地域内のすべてで二酸化窒素や浮遊粒子状物質の大気環境基準確保をめざして、国、関係市町、関係団体等で構成する協議会で、新たな対策を盛り込んだ NO_x・PM 総量削減計画を策定します。

この NO_x・PM 総量削減計画における平成 32 年度の目標達成に向けて、NO_x・PM 法対策地域内に流入する排出基準に適合しない自動車に対する対策が必要であり、運輸業者、荷主等の意見も聞きながら、流入車対策の具体策について検討していきます。

2 水環境について

(1) 現状

県内の河川（47 河川 62 水域）及び海域（4 海域 8 水域）における水質の常時監視の結果、平成 23 年度の河川（BOD）、海域（COD）での環境基準達成率は、それぞれ 94%（58 水域/62 水域）及び 75%（6 水域/8 水域）でした。

河川では、平成 17 年度以降、90%以上の達成率で推移しており、改善傾向にあるものの、海域のうち、閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準達成率（COD）については、近年 60%弱の達成率で推移しており、毎年、赤潮や貧酸素水塊などが発生している状況です。

生活排水処理の状況について、下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の処理施設の整備率が平成 10 年度に 40.5%（全国 40 位）であったところ、平成 22 年度には 78.0%（全国 28 位）となりました。本県では、浄化槽による生活排水処理施設の整備率が 26.4%（平成 22 年度）と、全国平均の 8.8%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策において大きな役割を担っています。

一方、海岸漂着物については、県が行った実態調査により、鳥羽市答志島に伊勢湾内の他海岸の平均値の約 27 倍もの廃棄物が漂着していることが明らかになり、海岸景観だけでなく漁業への被害も生じています。このため、本年 3 月に「三重県海岸漂着物対策推進計画」を策定し、その対策を進めることとしました。

(2) 課題

伊勢湾では、海底に堆積した底泥からの有機物の溶出や微生物等の分解による富栄養化が水質悪化の要因のひとつであり、短期的な水質の改善は困難な状況であることから、本年 2 月に策定した第 7 次の伊勢湾水質総量削減計画に基づき、工場・事業場排水や生活排水による汚濁負荷を一層削減していく必要があります。

生活排水処理施設の整備は着実に進展していますが、全国平均の 86.9%と比べると低い状況にあり、未普及人口の解消が課題となっています。特に、生活排水への影響が大きい単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換が重要です。

また、海岸漂着物対策では、東海三県一市知事市長会議において伊勢湾流域圏全体で海岸漂着物対策に取り組むことが合意され、伊勢湾総合対策協議会に海岸漂着物対策検討会を設置したことから、関係機関が協力して広域での効果的な対策等を具体化していく必要があります。

(3) 今後の取組方向

公共用水域の水質改善のため、引き続き、工場・事業場における排水基準及び総量規制基準の遵守を徹底するほか、水質汚濁防止法の改正に伴い、地下水汚染防止のため本年 6 月から、有害物質使用特定施設等に構造基準等が適用されることから、関係事業場の立入検査を強化することとします。

また、伊勢湾の再生に向け、三重大学など研究機関と連携し、貧酸素水塊等の対策に係る調査研究を進めます。

このほか、河川の水生生物の保全のため、本年度内に県内 43 河川を対象として環境基準の類型あてはめを行います。

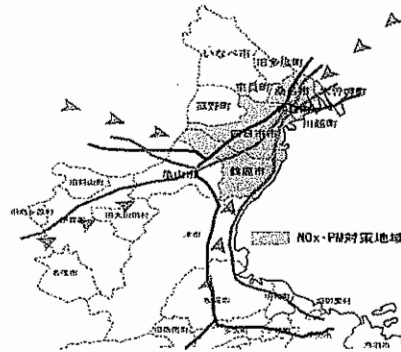
生活排水対策については、平成 23 年度に改正した県費補助制度を活用し、単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換の促進を図ります。市町村設置型の浄化槽整備は、本年度は 6 市町で実施されますが、個人設置型に比べて、施設設置時の住民の負担が低く、適正な維持管理の徹底が図られることなどから、引き続き市町に対して導入を働きかけていきます。また、近年の財政状況の悪化や人口減少等を踏まえ、より効率的・効果的な施設整備が必要であることから、関係各部及び市町と協議・調整を図りながら、「生活排水処理アクションプログラム（平成 18 年 3 月）」を見直します。

海岸漂着物対策では、本県が三県一市による検討会のリーダーシップを取り、漂着物の現地確認による問題意識の共有や、清掃活動を行う環境団体等との交流・連携、流域圏での発生抑制対策の推進、必要な財政措置等に係る国への提言・要請等を行うことにより、伊勢湾における海岸漂着物を削減し、美しい海岸景観を保全していきます。

1. 自動車NOx・PM法と総量削減計画

三重県では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)に基づき、対策地域※内でNOx・PMの環境基準を概ね達成することを目的として、総量削減計画(H15.8)を策定し、関係機関が連携しながら排出量削減に向けた取組を実施してきました。

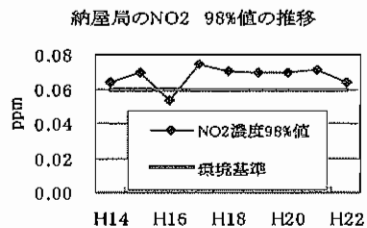
- 対策地域:四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町
- 計画期間:H15年度～H22年度



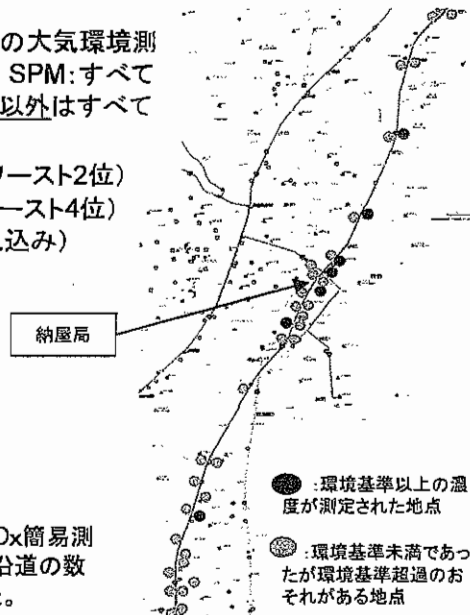
2. 対策地域内の環境基準達成状況

平成22年度における対策地域内の大気環境測定局15局の環境基準達成状況は、SPM:すべて達成 NO₂:納屋測定局(四日市市)以外はすべて達成となっています。

- 納屋局: H21年度:0.071(全国ワースト2位)
(NO₂) H22年度 0.064(全国ワースト4位)
H23年度 0.054(達成見込み)



平成22年度三重県調査によると、NOx簡易測定結果では、納屋局以外の国道23号沿道の数地点で環境基準超過が測定されました。



3. 改正「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(告示 平成23年3月30日)

- ◇平成27年度までにすべての測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。
- ◇平成32年度までに対策地域で大気環境基準を確保する。

4. 課題

- 平成22・23年度の三重県調査結果によると、
- ◆現行施策のみでは、平成32年度に国道23号沿道で環境基準超過が予測された。
- ◆対策地域への流入車の割合は5割程度で、そのうち目的を持って流入してきている車両が9割以上になる。
- 流入車対策を含めて新たな対策を講じていくことが必要

5. 次期三重県総量削減計画策定

平成23年度から、国の基本方針改正を受けて、自動車NOx・PM法に基づく総量削減計画策定協議会を設置し、総量削減計画を策定しています。

(これまでの内容)

- 平成23年 8月 4日 第1回幹事会(現況報告)
- 10月 3日 第2回幹事会(素案説明)
- 12月21日 第3回幹事会(中間案検討)
- 平成24年 3月22日 第4回幹事会(中間案確定)

(今後の予定)

- 平成24年6月～7月 パブリックコメント
- 8月～9月 環境省への計画案の事前照会
- 9月 第5回幹事会(最終案審議)
- 10月 第1回協議会(会長:知事)(最終案確定)
- 11月以降 環境大臣へ協議
- 三重県総量削減計画を公告



よりきれいな
大気環境へ

水環境について (参考資料)

図1 伊勢湾等の環境基準達成率(COD)

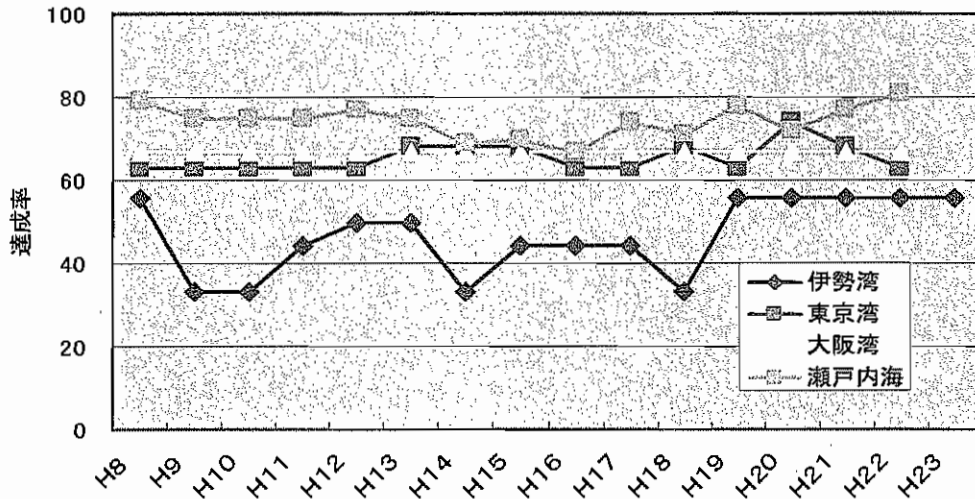


図2 生活排水処理施設整備率

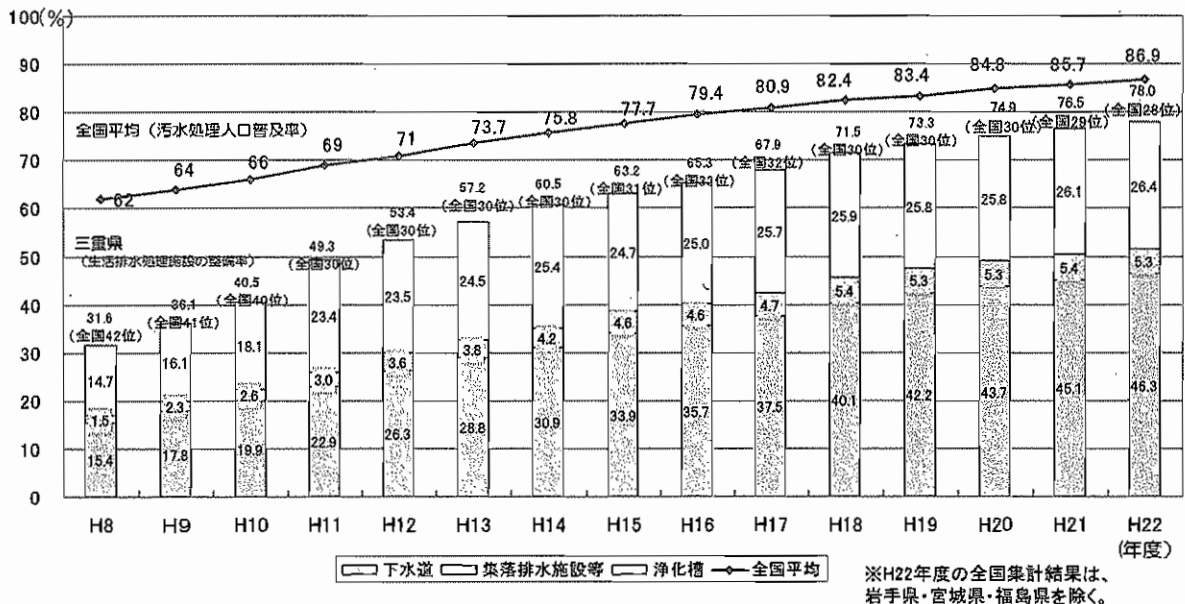


図3 浄化槽設置に係る県費補助制度の改正内容

①単独浄化槽、汲み取りから合併浄化槽への転換に対する上乗せ補助創設

補助基準額			転換費用			+	補助基準額			本体設置費	
撤去等	配管	配管(個人)	国	県	市町		国	県	市町	個人	
9万円	3万円	約17万円	1/3	1/3	1/3	11万円	11万円	11万円	約51万円		

5人槽のモデルケース

単独浄化槽撤去費			配管費	
国	県	市町	県	市町
1/3	1/3	1/3	1/2	1/2
3万円	3万円	3万円	3万円	3万円

・単独浄化槽の撤去や配管費の補助を行う市町に対し、県費の上乗せ補助を行う。
ただし、新築家屋に対する本体設置費の県費分は従来の1/2とする。

②浄化槽市町村整備推進事業の導入に係る調査費の一部を補助する制度の創設

- ・市町による計画的な浄化槽の整備を促進するため、導入調査費について補助を行う。
- ・補助率は調査費の1/6とする。(平成27年度までの時限措置)

1 3 東日本大震災にかかる災害廃棄物の広域処理について

廃棄物・リサイクル課

1 災害廃棄物の発生状況

災害廃棄物の発生量は、現在2,250万トン（宮城県1,570万トン、岩手県480万トン、福島県200万トン）と推計され、このうち、宮城、岩手両県の広域処理希望量はそれぞれ344万トン、57万トンとなっています（資料1参照）。

2 国の動き

【災害廃棄物処理特措法 平成23年8月18日施行】

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」で、国の責務、災害廃棄物の処理に関する特例（国による市町村の処理の代行）、費用の負担等、国が講ずべき措置（広域処理の協力要請等）が定められました。

【放射性物質汚染対処特措法 平成23年8月30日施行】

「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故より放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」で、放射能濃度が8,000ベクレル/kgを超える廃棄物については、指定廃棄物として特別な管理が必要であり、国が処理を行うと定められました。

【広域処理に関する基準等 平成24年4月17日】

「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」で、焼却灰の放射能濃度は8,000ベクレル/kg以下とすること、焼却前の災害廃棄物の放射能濃度の目安を240ベクレル/kg以下（流動床炉の場合は480ベクレル/kg）とすること、再生利用する場合は、製品としての流通前段階で放射能濃度を100ベクレル/kg以下とすること等が規定されました。

3 三重県の動き（資料2参照）

(1) 市長会及び町村会との合意

平成24年4月20日、「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に係る合意書」を環境省立会いのもと市長会、町村会、県の3者で締結しました。併せて「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に関する覚書」を3者で締結しました。

(2) 宮城県及び岩手県との確認書の締結

平成24年4月27日に知事が、市長会会長、町村会会長と共に宮城県及び岩手県を訪問し、両県知事と、受け入れる災害廃棄物の種類や安全性の確保に関する役割分担を盛り込んだ確認書をそれぞれ締結しました。

(3) 県内市町連絡会議

平成23年4月20日から平成24年4月24日まで6回にわたり、市町職員を対象として、講師による説明や事例紹介を交えた連絡会議を開催し、災害廃棄物の処理について理解を深めました。

また、平成24年5月16日、17日には宮城県石巻市及び女川町の仮置場を訪問し、視察を行いました。

(4) ガイドライン策定状況

平成24年4月24日に行われた第6回市町連絡会議で、市町等担当者に素案を提示し、その後市町等からいただいた意見を踏まえ、学識者の意見をいただいたうえで案を作成しました。現在、この案についてパブリックコメントを実施しています。

4 国への要望

○平成23年10月25日から4回にわたり、国に対して放射能レベルの安全基準、処理手順ガイドラインの策定、最終処分場の確保、風評被害対策等について要望を行いました。

○平成24年5月16日、17日には、十分な情報公開と説明責任、必要経費の全額国庫負担、風評被害の未然防止及び発生した場合の十分な補償について政策提言を行いました。

5 今後の対応

市町と一体となって広域処理を進めるため、平成24年5月10日に廃棄物・リサイクル課内に設置した「災害廃棄物広域処理推進チーム」を中心に、住民の不安感を払拭するための放射能測定の体制整備、住民説明会の実施、焼却灰等の処分先の確保等、広域処理の実現に向けた取組を行ってまいります。

また、ガイドラインについては、パブリックコメント終了後、検討委員会を開催し、速やかに策定してまいります。

沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

平成24年5月7日

	地域	市町村名	事務委託	がれき推計量 (千トン)	仮置場への搬入状況		処理・処分の状況	
					仮置場への 搬入済量(千トン)	仮置場への 搬入済割合(%)	処理・処分量 (千トン)	処理・処分の 割合(%)
岩手県	久慈地域	洋野町		15	15	100%	7	45.0%
		久慈市		96	96	100%	28	29.4%
		野田村	有	140	140	100%	8	5.5%
		普代村		19	19	100%	7	35.7%
	宮古地域	田野畑村	有	86	86	100%	6	6.4%
		岩泉町	有	42	42	100%	0	0.0%
		宮古市	有	715	645	90%	34	4.7%
		山田町	有	399	395	99%	26	6.6%
	釜石地域	大槌町	有	720	720	100%	20	2.8%
		釜石市		762	381	50%	23	3.0%
	大船渡地域	大船渡市		756	717	95%	282	37.3%
		陸前高田市	有	1,016	934	92%	119	11.7%
	計			4,766	4,190	88%	559	11.7%
宮城県	仙台市			1,352	1,315	97%	247	18.3%
	石巻ブロック	石巻市	有	6,163	3,087	50%	1,209	19.6%
		東松島市	有	1,657	1,268	77%	39	2.4%
		女川町	有	444	430	97%	153	34.5%
	亶理・名取ブロック	名取市	有	636	636	100%	198	31.1%
		岩沼市	有	520	515	99%	0	0.1%
		亶理町	有	1,267	1,258	99%	32	2.5%
		山元町	有	533	524	98%	0	0.0%
	東部ブロック	塩竈市	有	254	254	100%	0	0.0%
		多賀城市	有	550	385	70%	24	4.3%
		七ヶ浜町	有	333	268	80%	41	12.4%
	気仙沼ブロック	気仙沼市	有	1,367	1,349	99%	25	1.9%
		南三陸町	有	560	322	58%	12	2.2%
	松島町			81	43	53%	38	46.4%
	利府町			15	15	100%	15	100.0%
	計			15,732	11,669	74%	2,034	12.9%
	福島県	計		2,011	1,423	71%	172	8.5%
合 計				22,509	17,282	77%	2,765	12.3%

(環境省HPより抜粋)

災害廃棄物の広域処理に関する対応経緯

	年月日	内 容
1	H23. 2. 14	市長会、町村会合同研究会
2	H23. 4. 20	第 1 回県内市町連絡会議
3	H23. 9. 15	第 2 回県内市町連絡会議
4	H23. 10. 7	第 3 回県内市町連絡会議
5	H23. 12. 21	第 4 回県内市町連絡会議（講演、事例紹介）
6	H24. 2. 23	第 5 回県内市町連絡会議（講演、事例紹介）
7	H24. 3. 16	災害廃棄物処理特措法に基づく広域的な協力の要請（内閣総理大臣、環境大臣から文書発出）
8	H24. 3. 19	生活文化環境森林常任委員会委員長報告（市町が受け入れの判断をし易い環境づくりに努める旨の要望）
9	H24. 4. 5	全員協議会で、市長会・町村会との連携、4月6日の回答内容、ガイドライン策定について説明
10	H24. 4. 6	環境大臣に平成 24 年 3 月 16 日付けの災害廃棄物広域処理の協力要請に対する回答文書提出
11	H24. 4. 11	環境大臣に 6 県知事（長野、鳥取、広島、徳島、高知、三重）による国への共同要請文書提出
12	H24. 4. 19	市長会にガイドライン（素案）の概要提示
13	H24. 4. 20	町村会にガイドライン（素案）の概要提示
14	H24. 4. 20	「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に係る合意書」、 「災害廃棄物（がれき）の広域処理への対応に係る覚書」締結
15	H24. 4. 23	三重県知事、市長会会長、町村会会長による国への要望書提出
16	H24. 4. 23	内閣総理大臣による協力要請結果を踏まえた今後の災害廃棄物の広域処理の推進について（環境大臣発出文書）
17	H24. 4. 24	第 6 回県内市町連絡会議（ガイドライン（素案）の説明）
18	H24. 4. 27	知事が宮城県、岩手県を訪問し、確認書を締結
19	H24. 5. 10	全員協議会で、これまでの対応の報告及びガイドライン（案）の説明
20	H24. 5. 16, 17	国への政策提言
21	H24. 5. 16, 17	第 7 回県内市町連絡会議（宮城県石巻市及び女川町の現地調査）

1 4 「ごみゼロ社会」の実現について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

- (1) ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」を実現するため、めざすべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示した「ごみゼロ社会実現プラン(以下、「プラン」という)」を平成17年3月に策定しました。

プランに基づく取組の推進については「ごみゼロプラン推進委員会」において評価・検証を行っており、平成23年3月には中期目標の見直しなど、プランの改定を行いました。

- (2) これまでの取組により、家庭系・事業系ごみの排出量や最終処分量が大きく削減されるなど一定の成果が得られています。また、レジ袋の有料化が県内全域で実施されたほか、ほとんどの市町で廃棄物会計が導入され、プランに掲げるごみ減量化に効果的な取組が進められました。

2 課題

- (1) ごみゼロに向けた市町の先進的な取組に対し、モデル事業として支援してきましたが、ごみの減量化、堆肥化等の取組については一部の地域にとどまっています。

- (2) 市町における広域合併後のごみ処理体制のあり方については、施設の更新時期などを踏まえつつ、効率的かつ効果的なごみ処理を進めていく必要があります。

特に、家庭系ごみのおよそ3割(重量ベース)を占める、生ごみの資源化を進めていく必要があります。

- (3) 県民のごみ減量化に関する意識が行動につながっていない部分が見受けられることから、引き続き、多様な主体との連携のもと、ごみ減量化に向けた普及・啓発に注力していくことが必要です。

3 今後の取組方向

- (1) 一般廃棄物の処理は法律に基づき市町の責務となっているところですが、県は広域自治体として市町との協議や意見交換を行う場を設け、市町のごみ減量化に向けた取組を促進します。

- (2) 効率的かつ効果的なごみ処理システムの構築に向け、市町に廃棄物会計の活用等の技術的支援を行います。

また、食品廃棄物や生ごみ等の資源利用を促進するため、小売業者、流通業者、堆肥化業者、生産農家による地域での資源循環形成（食品リサイクルループ）に向けた取組を進めます。

- (3) 地域で活動するNPO等団体と各市町との連携を強化し、特に子どもを対象とした「もったいない」の考え方を中心とした普及啓発（食育プログラムの推進）に取り組めます。

ごみゼロ社会実現プランの概要等

1 ごみゼロ社会実現プランの概要

(1) 趣旨

「ごみゼロ社会実現プラン」(以下「プラン」という。)は、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざし策定しました。

(2) 基本事項

プランは県、市町及び県民が取り組む、平成17(2005)年度～平成37(2025)年度を計画期間とした長期計画で、家庭系ごみ及び事業系ごみ(一般廃棄物)が対象です。

(3) 取組の推進

目標を達成するための9つの基本方向を定め、基本方向に沿って、多様な主体が推進すべき具体的な取組を提案しています(別添「ごみゼロ社会実現プラン体系」)。

(4) 多様な主体の連携

住民、事業者、市町等の多様な主体の参画のもと、ごみゼロ社会の実現に向け一体となって取り組み、各主体を構成員とする「ごみゼロプラン推進委員会」により、ごみゼロプラン推進の取組を点検・評価、公表しています。

平成24年度 ごみゼロプラン推進委員会委員

◎:委員長 ○:副委員長

	氏名	所属団体・役職等
県民	○高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長
	亀井 静子	NPO法人生ゴミリサイクル亀さんの家
事業者	西村 統武	マックスバリュ中部株式会社 執行役員総務部長
	堀田 周央	井村屋株式会社 生産技術部長
	片野あかね	有限会社三功 取締役常務
NPO・広域団体	市川千賀子	三重県食生活改善推進連絡協議会会長
	出口 省吾	いなべ市立員弁中学校教諭
学識者	◎岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授
	金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授
市町	川崎 力弥	三重県清掃協議会(いなべ市市民部生活環境課長)
	名和 健治	三重県清掃協議会(名張市生活環境部環境対策室室長)

2 プランに掲げる数値目標及び実績

(単位:トン/年)

指標名		2002年度 (確定値)	2011年度 (速報値)	2002年度比	中期目標 (2015)	数値目標 (2025)
ごみ排出量 (2002年度比)	家庭系ごみ	535,198	472,207	-11.8%	-20%	-30%
	事業系ごみ	251,733	173,264	-31.2%	-35%	-45%
資源としての再利用率		14.0%	15.7%	1.7%増	22%	50%
		110,781	101,411	—	—	—
最終処分量		151,386	52,125	-65.6%	55,000	0

3 ごみゼロプラン推進モデル事業の実施状況

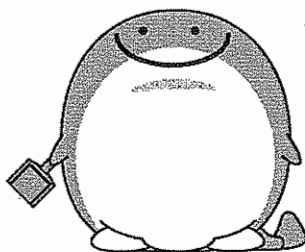
市町が行う先駆的・実験的なモデル事業を支援（県補助：1/2）しました。

（単位：千円）

年度	市町名	事業名	補助金額
2 2	名張市	生ごみ等の回収及び資源化システムの実証実験事業	1,461
	伊勢市	事業系ごみの減量化等に関する検討事業	1,024
	大台町	地域密着型生ごみ等の回収・資源化システム構築検討事業	4,515
2 1	鳥羽市	島内における資源循環モデル検討事業	5,442
	名張市	福祉・地域づくりと一体となったごみ収集システム等検討事業	422
	四日市市	複合的なごみ減量・リサイクル施策検討事業	1,300
2 0	伊賀市・名張市	レジ袋有料化検討事業	727
	松阪市等(※)	レジ袋有料化検討事業 ※松阪市・多気町・明和町・大台町・玉城町・大紀町	756
	鳥羽市	事業系食品廃棄物再資源化システム検討事業	2,016
1 9	伊勢市	レジ袋削減（有料化の導入）検討事業	479
		埋立ごみ（ガラス等）の分別収集システム検討事業	905
	津市	エコパートナー・ネットワーク推進事業	696
1 8	東員町	町民参画によるごみ処理基本計画づくり	840
	鳥羽市	リサイクルパーク整備・運営事業	10,955
		事業系ごみ減量化手法検討調査	2,148
1 7	桑名市	市民参画によるごみ処理基本計画づくり	2,457
	伊賀市	家庭ごみの有料化制度の導入検討	2,813
	紀宝町	生ごみ堆肥化システムの実証実験	3,685

4 ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」

ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」（平成19年度公募）を活用し、普及啓発を積極的に行います。



<プロフィール>

僕は、三重の豊かな森から生まれた森の妖精。
人間で言うと小学4年生くらいかな。
僕が大人になった時も自然豊かな三重県であって欲しいから、資源を大切にする暮らしをしているよ。
今は、ちょっと太めな体だけど、大人になった頃には、ダイエットしてスリムになるぞ〜。



《プランの基本事項》
 (1)計画期間: 2005~2025年度
 (平成17~37年度)
 (2)取組対象: 家庭系ごみ及び事業系ごみ
 (一般廃棄物)
 (3)推進主体: 県、市町及び県民
 ※県民とは、一人ひとりの個人をはじめ、NPO、ボランティア、自治会等地域の団体、企業(事業者)など多様な主体の総称

取組の基本的な視点

- (1)意識・価値観・行動の転換
- (2)取組に関する優先順位の明確化
- (3)多様な主体の役割分担の再構築と連携・協働
- (4)ごみを資源ととらえた地域づくりの展開

- ・「ごみは適正に処理すればよい」という意識から、「まずごみを出さない」という意識へ
- ・「燃える・燃えない」という分別から、「資源化できる・できない」という分別へ
- ・「効率性・経済性と環境保全はトレードオフの関係」という考え方から、「それらを両立させる」という考え方へ
- ・「目先の利便性優先、量の豊かさ志向」のライフスタイルから、「環境への配慮優先、質の豊かさ志向」のライフスタイルへ

基本理念
 「ごみゼロ社会」の実現

- 数値目標
- ①ごみ排出量削減率
 家庭系ごみ30%
 事業系ごみ45%
 (対2002年度実績)
 - ②資源としての再利用率
 50%
 - ③ごみの最終処分量
 0トン
 - ④ものを大切に長く使おうとする県民の率
 100%
 - ⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率
 100%
 - ⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率
 100%
 - ⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率
 100%

- 県内の現状
- ごみ処理に関する現状
 - 県民の意識
 - ごみの組成
 - NPO等団体の意識
 - 事業者の意識
 - 市町の取組状況

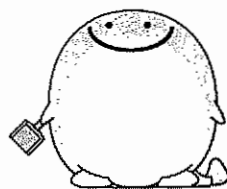
- 基本方向
- 《発生・排出抑制》
 - 1 拡大生産者責任の徹底
 - 2 事業系ごみの総合的な減量化の推進
 - 3 リユース(再利用)の推進
 - 《再資源化》
 - 4 容器包装ごみの減量・再資源化
 - 5 生ごみの再資源化
 - 《環境と経済の好循環創出》
 - 6 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進
 - 7 公正で効率的なごみ処理システムの構築
 - 《気運醸成・文化形成》
 - 8 ごみ行政への県民参画と協働の推進
 - 9 ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワークづくり

- 基本取組
- 拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討
 - 拡大生産者責任に基づく取組の推進
 - 事業系ごみ処理システムの再構築
 - 事業系ごみの発生・排出抑制
 - 事業系ごみの再利用の促進
 - 不用品の再利用の推進
 - リターナブル(リユース)容器の普及促進
 - リースやレンタルの推進
 - モノの長期使用の推進
 - 容器包装リサイクル法への対応
 - 容器包装の削減・簡素化の推進
 - 生ごみの堆肥化・飼料化
 - 生ごみのエネルギー利用
 - 生ごみの生分解性プラスチック等への活用
 - ローカルデポジット制度の導入
 - 障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進
 - ごみゼロに資する地域活動の活性化促進
 - 民間活力を生かす拠点回収システムの構築
 - サービス産業の仕組みを生かしたリサイクル
 - 埋立ごみの資源としての有効利用の推進
 - ごみ処理の有料化等経済的手法の活用
 - 廃棄物会計等の活用促進
 - 地域密着型資源物回収システムの構築
 - 地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進
 - 住民参画の行動計画づくり
 - レジ袋削減・マイバッグ運動の展開
 - ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進
 - 情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化
 - もったいない普及啓発運動の展開
 - 環境学習・環境教育の充実
 - ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援

- 推進方策
- 1 短期・中期の目標設定
 - ①ごみ排出量削減率
 家庭系ごみ6%(2010) 20%(2015)
 事業系ごみ5%(2010) 35%(2015)
 - ②資源としての再利用率
 21%(2010) 22%(2015)
 - ③ごみの最終処分量
 81,000トン(2010)
 55,000トン(2015)
 - ④ものを大切に長く使おうとする県民の率
 80%(2010) 90%(2015)
 - ⑤環境に配慮した消費行動をとる県民の率
 60%(2010) 90%(2015)
 - ⑥食べ物を粗末にしないよう心がけている県民の率
 60%(2010) 90%(2015)
 - ⑦ごみゼロ社会実現プランの認知率
 90%(2010) 100%(2015)
 - 2 プラン推進のマネジメント
 - 各主体の役割に応じた取組の推進
 - 各主体間の連携・協働
 - 全県的な推進体制の確立
 - 3 プランを取り巻く諸課題
 - 再利用の困難なものの有効利用
 - 災害時等の適正処理の確保
 - 一般廃棄物と産業廃棄物との区分
 - 不法投棄対策
 - 取組の計画的、段階的な推進
 - 現行法制度上の制約等への対応

- 県の行動計画
- 1 県の役割
 - 2 県の主な取組
 - ・ごみゼロ社会実現プランの周知、啓発
 - ・県庁舎等におけるごみ減量化の取組
 - ・推進のマネジメント
 - ・モデル事業等の実施とその成果の普及
 - ・市町、事業者等への支援等
 - ・広域的な取組の推進
 - ・政策提言、要望
 - 3 ごみ処理施設の整備の方向

ごみゼロ社会づくり



ごみゼロキャラクター ゼロ吉

ごみゼロ社会実現プラン

【数値目標】	【中期 2015 年度】 (平成 27 年度)	【目標 2025 年度】 (平成 37 年度)
○ごみ排出量削減率	(家庭系) 20%	30%
	(事業系) 35%	45%
○資源としての再利用率	22%	50%
○ごみの最終処分量	55,000 ト	0 ト
○ものを大切に使うと する県民の率 等	80%	100%

各主体に期待する役割・取組

住民	市町の削減化施策への参画
事業者	製品の開発・流通・消費段階での 廃棄物削減に向けた取組
市町	家庭ごみ有料化 生ごみ再資源化 等の削減化施策の推進
NPO 等 団体	市町の施策への参画 資源物回収 等の自主取組の実施・運営

平成 24 年度の主な取組

モデル事業の成果等の普及

(市町)

- ・全市町との政策協議や情報共有をはかる場の設置
- ・ごみ減量化に効果的な取組として実施したモデル事業の成果等の普及

生ごみの減量化に向けた取組

(県民・NPO・地域団体・事業者・市町)

- ・食品リサイクルループの形成促進 (事業系生ごみの減量)
- (県民・NPO・地域団体・市町)
- ・「もったいない」の考え方を中心とした普及啓発 (食育プログラムの推進)
- (家庭系生ごみ減量)

市町・NPO・地域団体等との連携・協働

○行政連絡会議 (市町)

- ・県と市町が具体的な施策の推進に関する連絡調整、協議などを行う場として、県内各事務所で、必要に応じ随時開催

○地域ごみゼロネットワーク会議 (県民・NPO・地域団体・市町)

- ・住民主体のごみ減量活動促進のための啓発、情報交流、事例研修

ごみゼロの普及啓発

(県民・NPO・地域団体・事業者・市町)

- ・ごみゼロキャラクターを活用した啓発
- ・パンフレットや子ども向けの文房具などによる普及啓発

ごみゼロ施策の点検・評価

プラン推進委員会との連携による、PDCAサイクルに基づく
マネジメントの実施 (委員 学識者、市町、NPO等 11人)

・モデル事業
・実態調査
等の取組

実施

実績
成果

評価

効果
課題

フィードバック

プラン推進委員会



これまでの県の主な取組

モデル事業の実施

市町の先駆的なごみ減量化の取組に対する支援とその成果の普及
(取組事例)

- レジ袋の削減 (有料化の導入)
- 家庭ごみの有料化の推進
- 生ごみの再資源化 (堆肥化) の推進 など

効果的で効率的な市町のごみ処理システムの最適化

市町のごみ処理システムが社会経済的に効果的・効率的なものとなる
よう技術的支援

- ・廃棄物会計の導入支援
- ・市町ごみ処理カルテパイロット版の作成・改良及び普及

ごみゼロの普及啓発



ゼロ吉ファミリー

15 RDF焼却・発電事業について

廃棄物・リサイクル課

1 現状

(1) RDF構想は、エネルギー面として未利用の廃棄物エネルギーを活用するとともに、環境面としてダイオキシン対策を達成することにより、循環型社会構築に向けたごみ処理システムとして取り組んできました。

一方、構想初期段階では無償としていた処理費用については、その後の電力の自由化による売電単価の低下により負担を市町に求めざるを得なくなりました。

このため、平成13年1月に県と関係市町による三重県RDF運営協議会を設置し、処理費用の負担のあり方等について市町と県で検討を進めてきました。

(2) 平成23年4月5日開催のRDF運営協議会総会においては、次のとおり2つの大きな課題が整理されました。

① 平成28年度までの事業継続

RDF処理委託料については、過去2回の値上げを経て、3年毎に実施している収支計画の見直しを22年度に行った結果、23年度から毎年923円/tずつ加算し、28年度の収支均衡価格を10,908円/tとすることが決議されました。

② 平成29年度以降のあり方

29年度以降の事業計画は、主に下記のとおり決議されました。(参考資料2, 3)

- ・平成29年度以降の事業継続期間は、4年間(平成32年度末)とする。
- ・平成29年度以降は、県内5製造団体(13市町)での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。
- ・平成29年度から平成32年度までの収支不足見込額(事業継続に伴う維持管理費の増分、事業継続に必要な施設改修費、改修期間中の外部処理費)については、県と市町とで半分ずつ負担する。
- ・事業継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また事業終了後の撤去費用については、県が負担する。

(3) 事業開始当初、平成15年8月19日にRDF貯蔵槽が爆発し、消防士2名の尊い命を失うという事故が発生しました。県はこれを受けて、安全対策を強化し、安全安定運転に努めています。

なお、本件爆発事故等にかかる損害の処理については、RDF貯蔵槽を設計・施工した業者(富士電機(株))と現在係争中です。

2 課題

(1) 引き続き検討が必要な事項は以下の3項目です。

- ① 平成29年度以降の事業継続期間中の新たな管理運営委託先
- ② 平成29年度に予定される施設改修期間中のRDF受け入れ先の確保
- ③ RDFの運搬コスト低減方法

(2) 平成24年1月に松阪市が正式に香肌奥伊勢資源化広域連合からの離脱の意向を表明しました。松阪市は、平成23年4月5日開催のRDF運営協議会総会の決議事項である離脱ルールに反対の姿勢をとっています。

3 今後の取組方向

(1) 事業継続のための課題については概ね合意しましたが、管理運営委託業者の確保等、平成29年度以降の事業継続にかかる残された課題については、引き続き、RDF運営協議会において市町と協議を進めます。

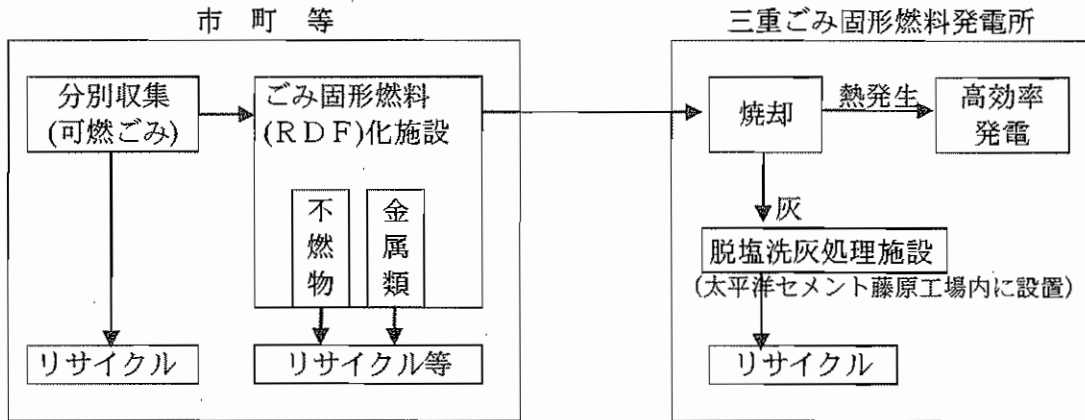
(2) 平成33年度以降の構成市町のごみ処理方式について、市町の要請に応じ広域ごみ処理体制の構築に向けて、地域的事情を考慮しつつ市町に技術的支援を行っていきます。

(3) 平成22年度に取得した焼却・発電施設用地の事業終了後の有効活用については、桑名広域清掃事業組合の将来のごみ処理方式の検討の中で一体的に検討することとしており、同組合を含む検討委員会に県も参画しています。

(4) 松阪市の香肌奥伊勢資源化広域連合からの脱退問題については、同連合内で調整が継続中であるため、情報を収集しつつ状況を把握しながら、RDF焼却・発電事業に関する確認書の締結など、RDF運営協議会とともに対応していきます。

R D F 焼却・発電事業の概要

1 事業のシステム (概要)



2 施設規模など

施設名	設置場所	RDF処理能力	最大出力	年間発電電力量
三重ごみ固形燃料発電所	桑名市多度町力尾	(t/日) 240	(kW) 12,050	(kWh) 約 6,500 万

3 構成市町など

6 団体 14 市町 (次頁のとおり)

4 R D F 焼却・発電事業の維持管理経費等にかかる県の負担

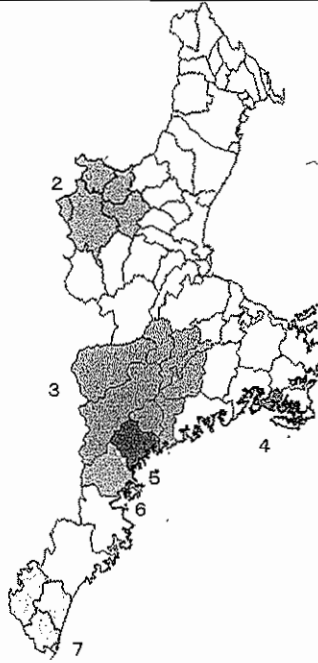
① 14～28年度の負担見込額 約25.2億円

② 29～32年度の負担見込額 約19.3億円

(参考) 内訳 () 内は県負担見込額)

- ・維持管理費 (負担増分) 約18.8億円 (1/2 約9.4億円)
- ・事業継続に必要な改修費 約5.0億円 (1/2 約2.5億円)
- ・改修期間中の外部処理費 約0.4億円 (1/2 約0.2億円)
- ・撤去費用 約7.2億円 (10/10 約7.2億円)

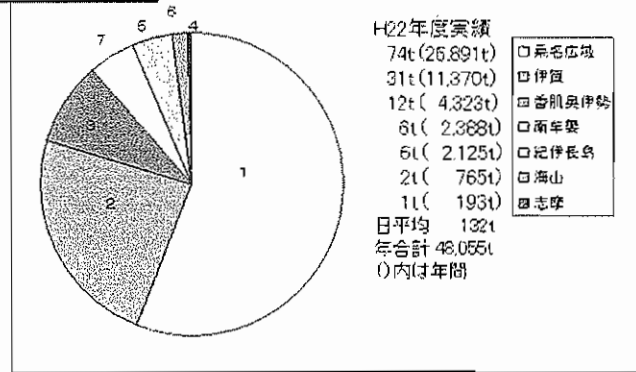
県内RDF製造施設の状況



県内RDF製造施設の概要

- 1) 構成市町数 14市町7施設
- 2) 構成人口 約36万人
- 3) ごみ排出量 約8.7万t/年間(H21年度確定値)
(※RDF換算:約4.8万t/年間)
- 4) 平均製造量 RDF132t/日

RDF製造量の内訳



平成23年4月1日現在

市町等	規模※	稼働年月	構成市町
1 桑名広域清掃事業組合	230t/日	H14.12	桑名市(旧桑名市、旧多度町、旧長島町) いなべ市(旧員弁町)、木曾岬町、東員町
2 伊賀市	135t/日	H14.12	伊賀市 (旧上野市、旧伊賀町、旧阿山町、旧島ヶ原村、旧大山田村)
3 香肌奥伊勢資源化広域連合	44t/日	H13.4	松阪市(旧飯南町、旧飯高町)、多気町(旧勢和村) 大台町(旧大台町、旧宮川村) 大紀町(旧大宮町、旧紀勢町、旧大内山村)
志摩市	12t/日	H14.12	志摩市(旧浜島町)
5 紀北町	21t/日	H14.12	紀北町(旧紀伊長島町)
6 紀北町	20t/日	H12.4	紀北町(旧海山町)
7 南牟婁清掃事業組合	23t/日	H14.9	熊野市(旧紀和町) 御浜町、紀宝町(旧紀宝町、旧鶉殿村)

※規模はごみ重量でありRDF重量に換算すると約50%となる。

※国庫補助金以外に、県単補助金として、「資源循環型処理施設整備費補助制度」を創設し、ごみ固形ごみ固形燃料(RDF)化施設等の整備に対しても、施設整備費補助金として財政的支援を行っています。

平成23年4月5日
RDF運営協議会総会決議（一部修正）

平成23年4月5日

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う（課題13項目）。

1 平成29年度以降の費用負担について

平成28年度に収支が均衡する処理委託料としたうえで、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。

2 事業主体について

平成29年度以降継続期間中については、県が事業主体となる。

3 平成29年度以降の継続期間について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

平成29年度以降の継続期間は、4年間（平成32年度末）とする。

4 平成29年度以降の参画市町について（平成22年4月14日の理事会で確認済）

平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。

5 継続期間中の離脱ルールについて（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中は、新たな枠組みによって、RDF焼却・発電事業に協力して取組むこととする。このことから、RDF構成市町が平成29年度以降にRDF焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、RDF量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本とする。

【負担費用算出の考え方】

RDF構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間におけるRDF処理委託量を乗じた額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額を負担する。

6 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また、終了した後の撤去費用については、県が負担する。

7 適切な経費チェック方策について

RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。

8 行政直営での事業運営について

RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間事業者のノウハウを活用することが有効である。

9 RDF処理とその他の処理との経費比較について

各市町のRDF焼却・発電事業終了後の施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コスト、また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧等をあり方検討作業部会で示した。これらの資料はRDF焼却・発電事業終了後のごみ処理について市町が検討するための参考資料とし、県は市町に技術的支援を行う。

10 RDF焼却・発電施設の経費節減について

県は、引き続き安全・安定運転を前提としたうえで、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的なRDF焼却・発電施設の運用に、努めることとする。

11 今後も引き続き検討が必要な項目について

引き続き検討が必要な項目は、以下の3項目であり、今後は総務運営部会において、検討し、一定の方向性を出していく。

- 1 改修期間中のRDF受け入れ先の確保
- 2 継続期間中の維持管理体制
- 3 RDFの運搬コストの低減方策

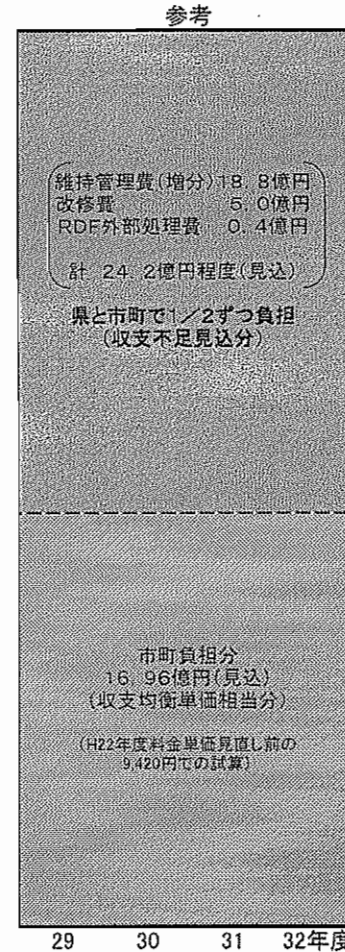
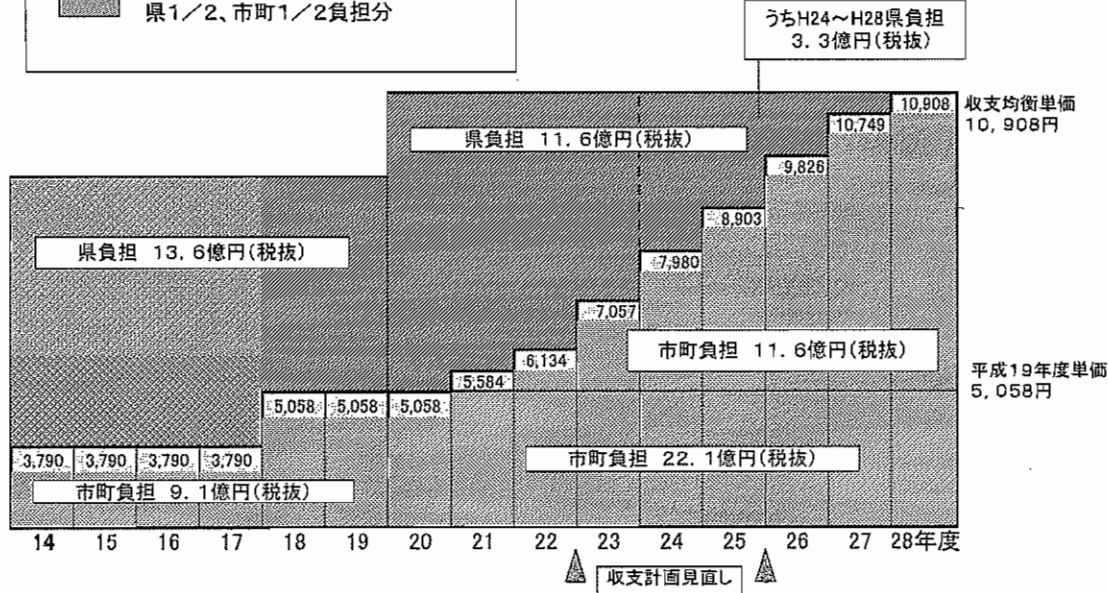
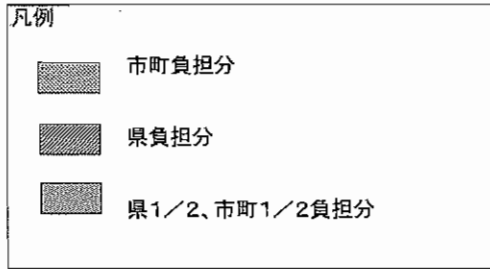
12 今後のRDF運営協議会の運営について

今後のRDF運営協議会は、課題の進捗状況を共有するため、適宜開催する。

RDF処理委託料の改定（平成23年度改定）

H23.4.5

1. 新収支計画の収支不足見込額: **2,311,957千円【税抜】**(20年度~28年度)
(現収支計画: 1,901,483千円【税抜】)
2. 20年度~28年度の収支不足見込額を県と市町で折半(それぞれ約11.6億円【税抜】を負担)
3. 収支計画については、3年ごとに見直す。(次回は25年)
4. 29年度~32年度については、維持管理委託料の増などによる見込額
5. 29年度以降のRDF処理委託料については、今後協議が必要。



16 廃棄物処理センター事業について

廃棄物・リサイクル課

16-1 廃棄物処理センター事業(新小山最終処分場事業)について

1 現状

- (1) 新小山最終処分場事業は、平成 11 年度に(財)三重県環境保全事業団による廃棄物処理センター事業として整備することとし、その後、三田処分場の供用開始等により施設整備に向けての取組を一時中断していましたが、平成 22 年 3 月に本体工事の契約が行われ、同年 7 月に現地着工されました。
- (2) 本最終処分場は、災害時の廃棄物の受入機能も持たせた産業廃棄物最終処分場であり、現在、平成 24 年度中の一部供用開始に向けて整備が進められています。
- (3) 整備費用は、国庫補助金(産業廃棄物処理施設整備モデル的補助金)の対象となっており、その交付にあたっては県補助金の交付を前提としていることから、県補助金を交付することとしています。
なお、事業団は、用地費等も含めた初期投資額を 102 億 77 百万円と見込んでいます。

2 今後の取組方向

平成 24 年度中の一部供用開始や平成 25 年度末の工事完了に向けて、円滑に整備が進むよう国庫補助金の確保や県補助金による支援を行います。

(資料)

1 新小山最終処分場の概要

埋立面積	10万㎡ (敷地面積は29万㎡)
埋立容量	168万㎡
廃棄物埋立量	132万㎡ (災害廃棄物を処理しない場合は、137万㎡)
計画埋立期間	15年間 (災害廃棄物を処理しない場合は、約22年間)
処理対象廃棄物	産業廃棄物 (汚泥、廃プラスチック類、鉱さい、燃えがら、ガラスくず等、ばいじん、動植物性残さ、ゴムくず、がれき類、金属くず、木くず、紙くず、繊維くず、令13号廃棄物) 災害廃棄物 (不燃ごみ、混合ごみ)

2 新小山最終処分場の初期投資費用等

(単位：百万円 消費税を除く)

費目	金額	備考
施設整備費	6,578	建設工事費(6,388)、施工管理費(190)
用地費	2,193	用地取得費等
周辺環境整備費	209	
準備費	1,297	施設設計委託費、人件費
合計	10,277	

項目	金額	備考
補助金	国	補助率は、国・県各1/4(国の補助額は県の補助額が上限)。 なお、24年度県補助金の予算額は425,516千円。
	県	
建設基金等	4,038	
自己調達	3,419	市中銀行借入金等
計	10,277	

3 新小山最終処分場の年度別事業費

(単位：百万円 消費税を除く)

	21-23年度	24年度	25年度	合計
施設整備費	3,188	2,181	1,209	6,578
国補助金	708	426	276	1,410
県補助金	708	426	276	1,410
補助対象施設整備率	48.4%	33.2%	18.4%	100%

(注) 平成24年度の国庫補助金内示額は399百万円。

16-2 廃棄物処理センター事業(溶融処理事業)について

1 現状

(1) 市町の焼却残さ等を処理する溶融処理事業は、廃棄物の焼却に伴うダイオキシン問題に的確に対応するため、(財)三重県環境保全事業団による廃棄物処理センター事業として実施しましたが、平成14年12月の事業開始時から多額の赤字が発生しました。

このため、平成16年度までの一般廃棄物の処理に係る累積赤字に対する県からの財政支援(20億円)を行うとともに、平成19年度から市町の処理料金を改定し、安定的な事業継続の見込みが立ちました。

(2) しかし、その後、施設の腐食・摩耗等が予想以上に進んでいることが明らかになり、多額な補修工事費が必要となったことから、費用負担等の扱いについて運営協議会(参画市町、県、事業団で構成)の中で協議を行いました。

その結果、民間処理業者での施設整備が進んでいる状況や市町の費用抑制につながることを踏まえ、平成23年4月から民間処理に移行し、溶融処理施設は、平成23年8月に稼働を停止しました。

(3) 施設の稼働停止に伴い、事業団が交付を受けた国庫補助金(一般廃棄物分及び産業廃棄物分)や、市町が建設負担金を支出するために行った起債措置の取扱いについて、国等と協議を行ったところ、一般廃棄物分の国庫補助金は返還免除の方向となり、起債償還についても休止期間中の繰上償還は回避される方向となりました。

2 今後の取組方向

民間での処理が安定的に行われるよう運営協議会において必要な調整を行い、処理体制の確保に努めていくとともに、事業廃止に伴う市町の新たな財政負担が生じないよう国等の関係機関と協議を進めていきます。

(資料)

1 廃棄物処理センターの溶融処理施設の概要

実施主体	(財)三重県環境保全事業団
所在地	四日市市小山町字西北野
処理能力	240 t/日 (80 t/日×3炉)
総事業費	12,650,161千円 (国庫補助額: 3,335,495千円)
計画処理量	68,953 t/年 (市町: 51,344 t/年、企業: 17,609 t/年)
稼働年月	平成14年12月～平成23年8月

2 溶融処理施設の整備事業費とその財源

(単位: 百万円)

	整備事業費	備考 (左記の財源)
総事業費	12,650	—
施設建設費	11,521	—
一般廃棄物分 (74.46%)	8,579	国庫補助金 (3,044)、 市町等建設負担金 (5,535 (内、市町起債額 4,902))
産業廃棄物分 (25.54%)	2,943	国庫補助金 (292)、県費補助金 (431)、 企業建設基金 (952)、事業団借入金 (1,269)
用地、造成、調査費	1,129	事業団借入金 (1,129)

(注) 一般廃棄物分(年間処理量 51,344t/68,953t=74.46%)、産業廃棄物分(年間処理量 17,609t/68,953t=25.54%)

3 民間処理の委託先

市町名	民間処理委託先
四日市市	三池精錬(株) 三重中央開発(株)
鈴鹿市	太平洋セメント(株)津久見工場 三池精錬(株) 三重中央開発(株)
津市	太平洋セメント(株)藤原工場 三重中央開発(株) 中部リサイクル(株)
伊勢広域環境組合	三重中央開発(株) 中部リサイクル(株)
いなべ市、尾鷲市、熊野市、菟野町、多気町、紀北町	三重中央開発(株)

(注1) 契約期間は、一部の市町(四日市市、菟野町は1年間)を除き、3年間となっている。

(注2) 民間委託先の所在は以下のとおり。

県内(三重中央開発(株)、太平洋セメント(株)藤原工場)、愛知県(中部リサイクル(株))、
福岡県(三池精錬(株))、大分県(太平洋セメント(株)津久見工場)

17 産業廃棄物の不適正処理事案等について

廃棄物適正処理 P T

1 現状

過去に産業廃棄物が不適正処理された 11 事案について、平成 16 年度から 18 年度までの 3 年間で、生活環境保全上の支障の有無等を把握するための安全性確認調査を実施しました。この調査結果により、生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた事案について、原因者等に措置命令を発出するとともに、原因者等が措置を講じない場合等には、行政代執行による措置を講じています。

その他、安全性確認調査以前から行政代執行中の桑名市五反田事案、及び安全性確認調査以降に判明した桑名市源十郎新田事案についても、併せてその是正に取り組んでいます。

2 課題

平成 10 年 6 月 16 日以前に発生した産業廃棄物不適正処理事案にかかる行政代執行については、産廃特措法による国の支援対象となっています。現行の特措法は平成 24 年度までの時限立法ですが、本県を含めた関係各自治体から期限の延長を要望してきたところであり、平成 34 年度まで延長する法案が今国会で審議されています。

産廃特措法が延長された場合でも、法に基づく実施計画について、平成 24 年度末までに環境大臣に協議しなければならず、具体的な対策工法の技術的検討を早期に進める必要があります。

3 今後の取組方向

下表の 4 事案にかかる支障除去の対策工法について、学識者からなる技術検討専門委員会等において検討を進めており、実施計画をとりまとめ、今夏の県環境審議会への諮問を行う予定です。その後、年度内の大臣同意が得られるよう、環境省との協議を進めます。

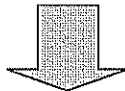
	事案名	措置命令	行政代執行	備考
①	桑名市五反田事案	発出	実施中	安全性確認調査以前からの代執行事案。
②	桑名市源十郎新田事案			安全性確認調査以後に顕在化した事案。鋼矢板・瀬替え工事等、緊急対策を実施。
③	四日市市大矢知・平津事案	発出		措置命令履行指導中。
④	四日市市内山事案	発出	実施中	

【参考】特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）の一部を改正する法律案

産廃特措法の概要

○平成10年6月16日以前に行われた不法投棄等による支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が行う特定支障除去等事業に対し平成24年度末までの間、国が支援措置を講ずるもの。

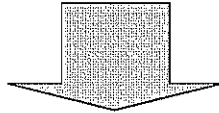
改正の必要性



○事業実施中であっても、見込み以上の廃棄物量が確認された等の理由から、平成24年度末までの完了が困難な事案がある。

○新たに都道府県等が支援対象とすることを希望している事案がある。

改正内容（案）



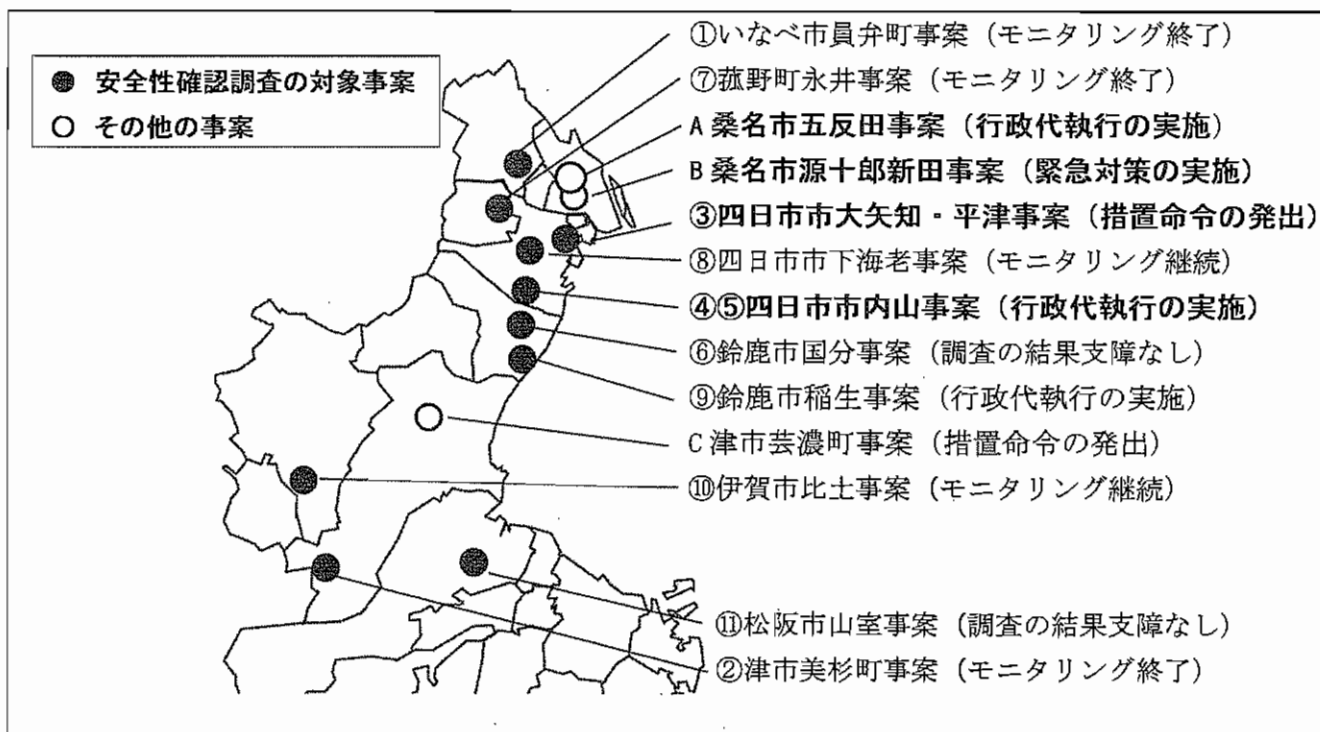
(1) 産廃特措法の有効期限（平成24年度末）を平成34年度末まで延長する。

(2) ただし、都道府県等は、実施計画について平成24年度末までに環境大臣に協議しなければならない。

産廃特措法に基づく国の支援

総事業費＝起債対象額＋自主財源		
自主財源 (10%)	起債充当額(90%)	
	非措置額	特別交付税措置額(うち50%)

【参考】不適正処理事案位置図



事案名 (調査実施順)	措置命令	行政代執行	市町補助	モニタリング	備考
① いなべ市員弁町				終了	
② 津市美杉町			実施済	終了	
③ 四日市市大矢知・平津	発出			継続中	措置命令履行指導中
④ 四日市市内山	発出	実施中		継続中	
⑤ 四日市市内山					
⑥ 鈴鹿市国分			実施済	—	※環境基準に適合
⑦ 菰野町永井				終了	
⑧ 四日市市下海老				継続中	
⑨ 鈴鹿市稲生	発出	実施中		継続中	
⑩ 伊賀市比土				継続中	
⑪ 松阪市山室				—	※環境基準に適合

事案名	措置命令	行政代執行	備考
A 桑名市五反田	発出	実施中	安全性確認調査以前からの代執行事案
B 桑名市源十郎新田			安全性確認調査以後に顕在化した事案 鋼矢板・瀬替え工事等、緊急対策を実施
C 津市芸濃町	発出		安全性確認調査以後に顕在化した事案 措置命令履行指導中

1 桑名市五反田事案

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に、周辺地下水等がVOCにより汚染されていることが判明した。そのため、平成13年度より行政代執行に着手し、平成20年3月までに汚染地下水の浄化等の目標を達成した(平成17年度から3カ年は産廃特措法に基づく事業として実施)。

しかし、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明したことから、平成23年度から緊急対策として産廃特措法による支援を受け、1,4-ジオキサンの汚染拡散防止対策を行っており、平成24年3月に促進酸化施設が完成し、現在、揚水による浄化対策を実施している。

①原因者：株式会社七和工業

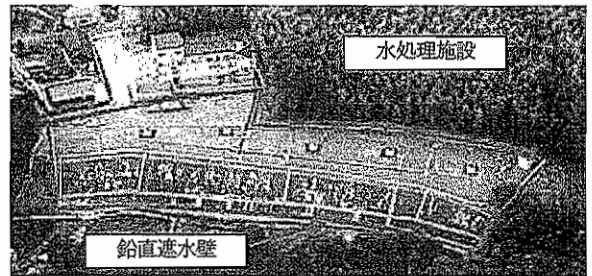
代表取締役 佐藤敏之
(平成23年死亡)

②時期：平成7年4月から平成8年3月頃

③場所：桑名市大字五反田字多々星1701番
(山林)

④支障等：1,4-ジオキサンにより地下水が

の状況 汚染され、拡散により嘉例川及び員弁川に流入した場合、水道水源や農業用水の利水、内水面漁業に支障を生じるおそれがある。



2 桑名市源十郎新田事案

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所地中から回収した廃油にポリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害物質が含まれていることが判明した。

なお、桑名市は、汚染箇所下流250mに位置する水道水源の取水を停止している。

緊急対策として行った鋼矢板の設置(河川隣接部分)や藤川の瀬替え工が平成24年4月に完成し、現状において河川への廃油の滲出は抑止されている。

①原因者：不明(現在調査中)

②時期：昭和48年から昭和51年と推定
(PCB廃棄物)

③場所：桑名市大字五反田字源十郎新田
(河川区域内)

④支障等：VOC(揮発性有機化合物)やPCB
の状況 を含む廃油が地下水や員弁川に
流入した場合には、水道水源や
内水面漁業に支障を生じるおそれがある。

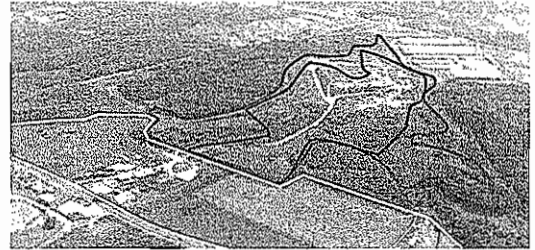


3 四日市市大矢知・平津事案

産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて不適正処理を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがあることが判明した。

平成23年11月に、県と地元の間で具体的な対策工法に係る実施協定書の締結を行い、これを基に四者協議（地元・学識経験者・市・県）において、詳細な工法の検討を行っている。

- ①原因者：（有）川越建材興業
（平成21年5月～清算法人に移行）
- ②時期：昭和56年3月から平成6年10月
- ③場所：四日市市大矢知町字大谷3074-1ほか
- ④支障等：直ちに周辺への影響のおそれはないが、
の状況 雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある。



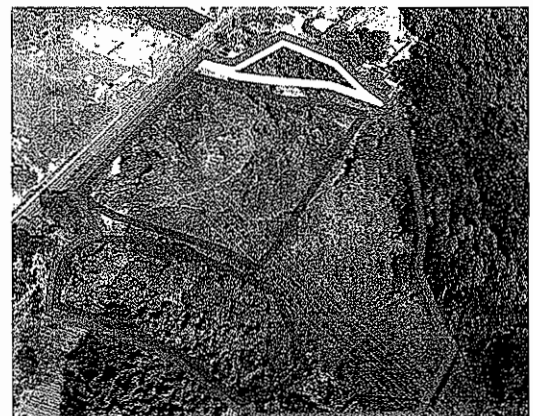
青：許可区域 赤：処分場関係区域
黄：隣接区域

4 四日市市内山事案

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した。県は、平成19年2月、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行（県単）に着手しており、硫化水素ガス濃度は低下している状況である。

さらに、平成22年9月から廃棄物層へ直接、過酸化水素を霧状に注入する現場適用性試験を行っており、有機物の分解が促進され、硫化水素ガスの発生が抑制される等の結果が得られている。

- ①原因者：（株）シーマコーポレーション
（旧 成豊（株） H19年清算終了）
（有）功進（H15年清算終了）
- ②時期：平成元年3月から平成11年9月
- ③場所：四日市市内山町字高砂
- ④支障等：廃棄物内部に設置した井戸から硫化水素ガスやメタンガスが発生しており、
の状況 周辺へ悪臭の漏洩や火災の発生のおそれがある。



青：許可・届出区域 赤：廃棄物埋設区域
黄：中間処理場